

～職場内での回覧をお願いします～

【 保険証に係るお願い 】

在職時の保険証が使用できるのは
退職日当日までです！

事業主様へ

保険証は、扶養家族分も含め、
退職日当日までの回収をお願いします。

加入者様へ

保険証の使用期限を遵守し、
退職日までに事業所様へご返却ください。

注意

退職後に在職時の保険証を使用した場合、
協会けんぽが負担した医療費を返還して
いただくことになります。

返納金 最高金額 9,562,792 円

(令和元年度)



お問い合わせ先：レセプトグループ (055-220-7753)

【 健診に係るお知らせ 】

令和3年度 協会けんぽ
健康診断のご案内をお送りします

■ 生活習慣病予防健診

対象：協会けんぽ加入の35歳以上の被保険者

3月下旬に、緑色の封筒で対象者がいる
事業所様へお送りする予定です。

■ 特定健康診査

対象：協会けんぽ加入の40歳以上の被扶養者

4月上旬に、黄色の封筒で対象の扶養家族
がいる被保険者様のご自宅へ
『特定健康診査受診券(セット券)』を
お送りする予定です。

注意

協会けんぽへの申し込みの手続きは不要です。

お問い合わせ先：保健グループ (055-220-7754)

令和3年度 山梨支部 健康保険料率 / 介護保険料率

令和3年3月分(4月納付分)から変更となります。

《健康保険料率》

9.79%

《介護保険料率》

(全国一律)

1.80%

※ 40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に介護保険料率が加わります。

お問い合わせ先：企画総務グループ (055-220-7750)



全国健康保険協会 山梨支部
協会けんぽ

055-220-7750 (代表)



〒400-8559 甲府市丸の内3-32-12
甲府ニッセイスクイビル7階
8:30~17:15 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
申請書はホームページからダウンロードできます

〈山梨支部〉



へ
ホーム
ページ

マイナンバーカードの健康保険証としての利用について

事業主の皆さまへ【重要なお知らせ】
従業員の方へご案内いたしますよう、お願いいたします。

2021年3月 から マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



1 マイナンバーカードをカードリーダーにかがす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

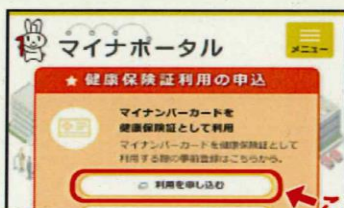


2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。



利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*でできます。

(*子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

ここをクリック!



どんないいことが? 6つのメリット

POINT1

1 健康保険証としてずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT2

2 医療保険の資格確認がスピーディに!

カードリーダーにかがせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT3

3 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT4

4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。

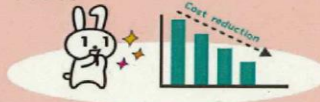
※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。
本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。



POINT5

5 医療保険の事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



POINT6

6 マイナンバーカードで医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続で、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。



健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。【受付】平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30



全国健康保険協会 山梨支部
協会けんぽ